WIPO日本事務所ウェビナー

権利の活用 ~日本税関を利用した模倣品対策



商願2021-53750

2021年12月8日 東京税関 知的財産センター 知的財産調査官 馬渕 定

本日の予定

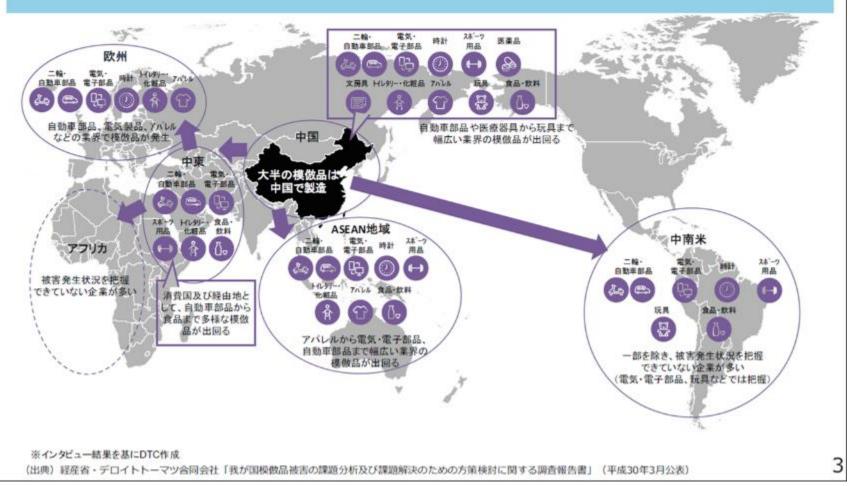
1.	はじめに	• • •		•	-	 -	•	•		•	- 1	 				•			•	•	•	•	-		• •		•	•	•		1
2.	税関の紹介	• ,		•	-	 •	•		•		• •	 	-	•	•	•			-	•	•	•	-	•			•	•	•	•	4
3.	輸入差止実	績		•		 •	•		•	•	= 1		•		•	•	.		■	•	•	•	•	•				•	•	•	9
4.	手続きの流	ħ	•	•	-	 •	•	•	•	• 1	-	 -	•	• 1			•	•	•	•			•		•	•	•			•	13
5.	認定手続			•	-	 -	•	•	-	-	-	 	•	•	-	-	-		-		-	-	•	•	•				•	•	16
6.	差止申立て	手約	ŧ			 •	•		•			 	•	•	•	-			•	•	•	•	-	-	•				•	•	20
7 .	参考情報			•	•	 -	•					 				•							•		•					•	36



模倣品の生産国と販売地域

3. 日本企業の模倣品の販売地域

● 日本企業の模倣品の生産国は概ね中国に集中しているが、模倣品の販売地域は業種・業界によって傾向が異なる。





経済産業省公表資料「模倣品対策とSDGs~模倣品の撲滅でSDGs の達成に貢献~」(令和元年8月)より引用

輸力

生産国

- 1権利化
- ②生産国での対策
- ③税関対策

効果的だが 困難 日本

1権利化

(出願、権利の維持管理)

②日本国内での対策

(ECサイトへの削除依頼、販売者への警告等)

3税関対策

比較的

容易

第三国

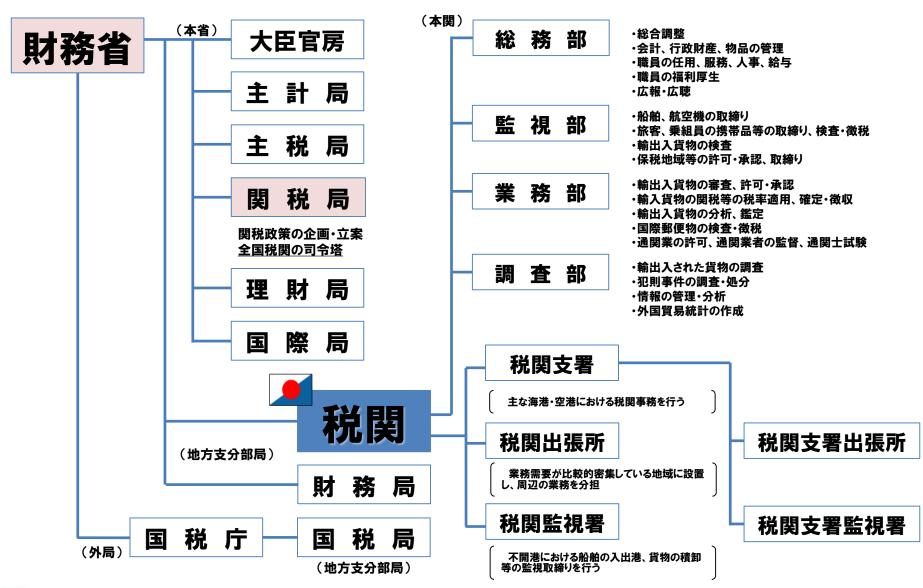
- 1権利化
- ②第三国での対策
- 3税関対策

非常に困難

輸出

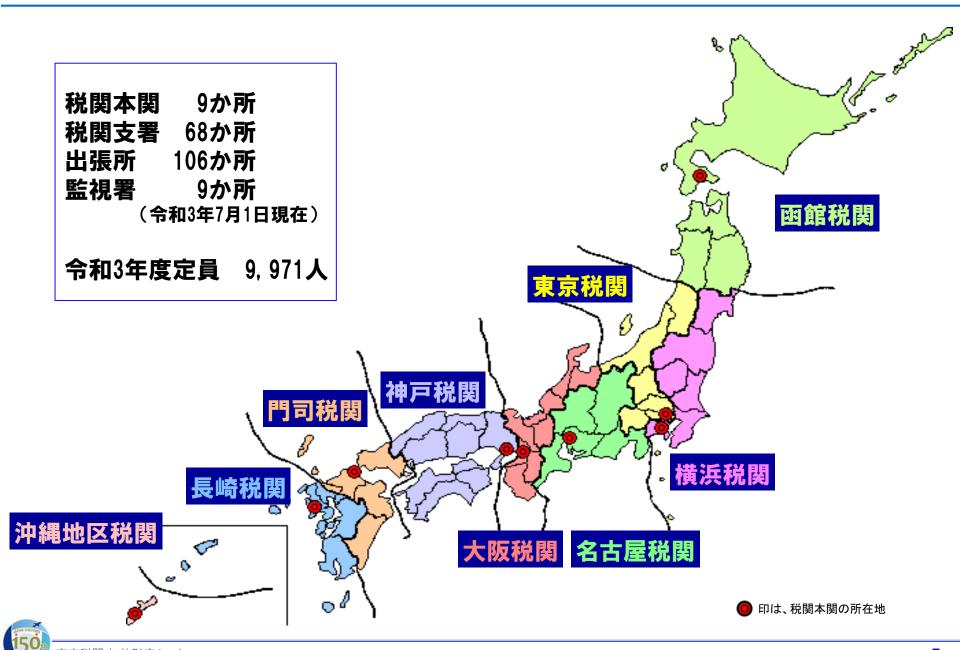


財務省・税関の組織





税関の管轄区域



1 適正かつ公平な関税等の徴収

適正かつ公平な関税等の徴収と適正な申告が可能となる納税環境を整備する。

※ 税関で徴収する関税、消費税等の額は、我が国の国税収入の約15% (令和元年度約9.2兆円)を占める。

2 安全・安心な社会の実現

不正薬物や銃器、テロ関連物品、知的財産侵害物品など、社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入の水際取締りを行う。

3 貿易の円滑化

貿易の秩序維持と健全な発展を目指し、適正な通関を確保しつつ、 簡便な手続と円滑な処理の実現を図る。

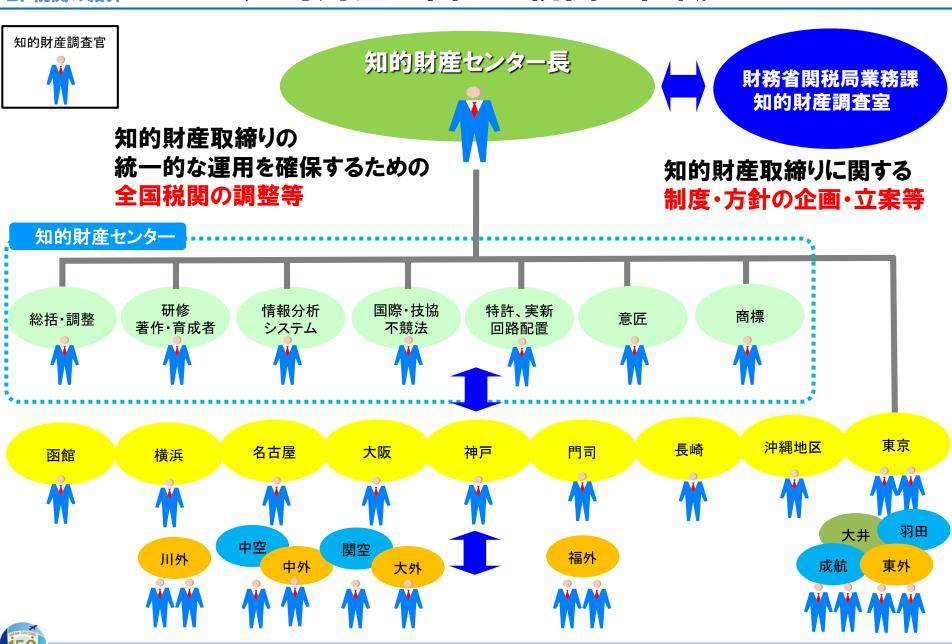


複関知的財産センター

6

2. 税関の紹介

知的財産に関する税関の組織



知的財産に関する取締体制

財務省

関税局業務課知的財産調査室

= 実体審査

税関

総括知的財産調査官

(知的財産センター) 東京税関内に配置

- o差止申立てのセンター審査
- o類否判断·侵害判断 等

本関知的財産調査官

- o差止申立ての形式審査、受理
- o認定手続

≒方式審査

ο侵害物品の没収事務 等

もっぱら知財を担当

署所知的財産調査官

各税関の主要官署に配置

ο認定手続 等

他の業務と兼務

知的財産担当官

各税関の本関・署所に配置

通関·検査担当

- ο認定手続 等
- 輸出入貨物、郵便物、旅客携帯品の 審査・検査・貨物確認等



税関が差し止めた知的財産侵害物品

報 道 発 表

令和3年3月5日

知的財産侵害物品の輸入差止件数が3年ぶりに3万件超え

(令和2年の税額における知的財産侵害物品の差止状況)

財務省は、令和2年の全国の税関における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の 差止状況をまとめましたのでお知らせします。

全体:輸入差止件数が3年ぶりに3万件超え

輸入差止件数は30,305件で、前年と比べて26.6%増加し、3年ぶりに3万件 超えの高水準でした。

仕出国(地域)別:中国来の輸入差止件数が引き続き最多

〇 仕出国(地域)別の輸入差止件数では、中国が全体の85.2%(25,828件)を 占め、引き続き高水準で推移しています。

品目別: 腕時計などの時計額の輸入差止件数が大幅に増加 健康や安全を脅かす危険性のある物品の輸入差止めが継続

- 腕時計などの時計類の輸入差止件数が増加し、前年と比べて3倍を超えました。
- 使用又は摂取することにより、健康や安全を脅かす危険性のある、自動車付属 品、電気製品、医薬品などの輸入差止めが続いています。

その他:オリンピック・パラリンピック関連品の輸入差止めが継続

- ロ レブリカメダル、ピンバッジ、ストラップなどの東京オリンピック・パラリン ピック関連品の輸入差止めが続いています。
- (注)「輸入差止件数」は、税額が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。 「職入差止貞執」は、殺闘が差し止めた知的財産侵害物品の数です。 例えば、1件の輸入率告又は郵便物に、20点の知的財産長書物品が含まれていた場合は、「1件20点」 として計上しています。

【聞い合わせ先】 財務省關稅局業務課 知的財產調查室 代表: 03-3581-4111 (内線) 5398, 5572

報道発表資料

財務省ホームページ「税関における知的財産侵害物品の差止実績 より



anello





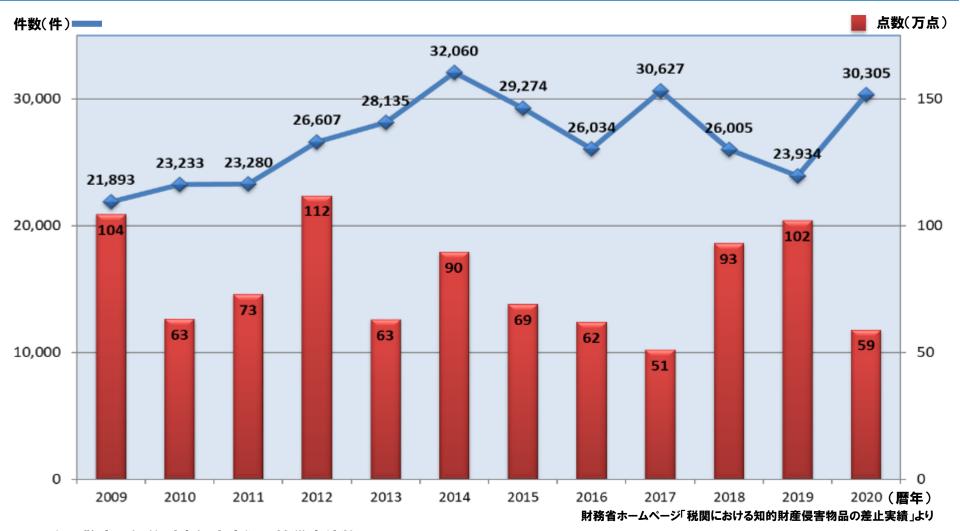
侵害物品の廃棄処分

(注)適切な廃棄物処理・リサイクルができる業者に委託しています。



3. 輸入差止実績

全国税関の輸入差止件数・点数



全国警察の知的財産侵害事犯の検挙事件数

(暦年)

												(14)
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
検挙事件数 (件)	364	398	450	510	524	574	606	594	515	514	516	441

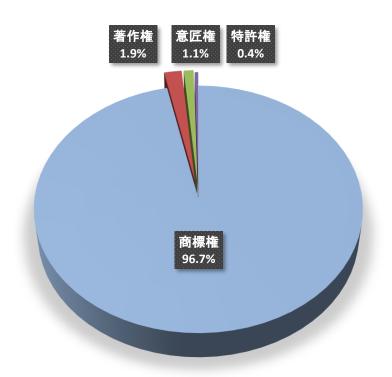


警察庁「生活経済事犯の検挙状況等について」より

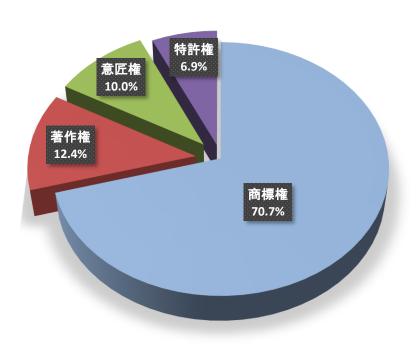
輸入差止実績 (知的財産別の構成比・2020年)

3. 輸入差止実績

【件数ベース】



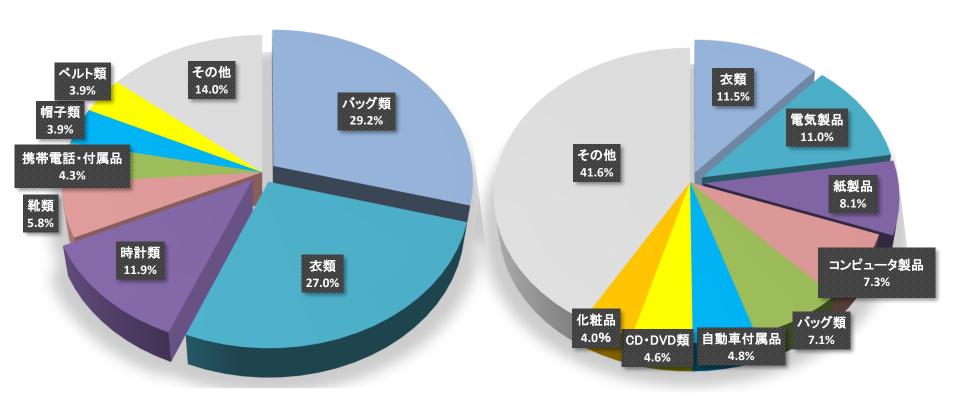
【点数ベース】



財務省ホームページ「税関における知的財産侵害物品の差止実績」より

【件数ベース】

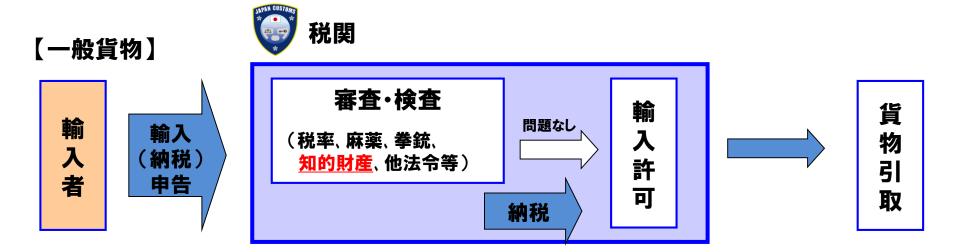
【点数ベース】



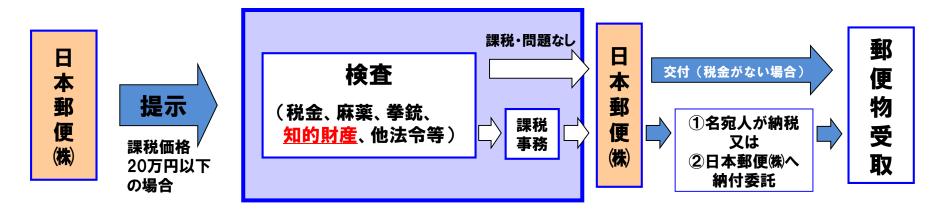


財務省ホームページ「税関における知的財産侵害物品の差止実績」より

輸入通関手続の流れ



【郵便物】 ※ 課税価格20万円超の場合は一般貨物とほぼ同じ





知的財産に関する手続の流れ

※ 1回だけ(更新可) 申立手続 権 ※ 侵害疑義物品発見の都度 利 輸入差止申立て 認定手続 者 証拠・意見の提出 ※ 状況により犯則調査に 結果を通知 輸入者名を通知 移行する場合あり 審査・検査に活用 侵 没収等 証拠の提出 開 税 審査・検査 認 始 (税率、麻薬、拳銃、 通 定 非 知的財産、他法令等) 関 知 侵害 輸入許可 (異常なし) 輸入許可へ 権利者名を通知 結果を通知 証拠・意見の提出 輸 入者 貨物引取 輸入申告 通関手続 ※ 輸入の都度



関税法第69条の11

第1項 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- 1 麻薬、覚醒剤等
- ①の2 危険ドラッグ
- 2 拳銃、銃砲弾等
- ③ 爆発物
- 4 火薬類
- 5 化学兵器原料等
- 5の2 病原体等
- 6 貨幣等・郵便切手等・有価証券の偽造品等、キャッシュカード等
- 7 わいせつ物品
- 8 児童ポルノ
- 9 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、 回路配置利用権、育成者権を侵害する物品
- ⑩ 不正競争防止法第2条第1項 1号、2号、3号、10号、17号、18号 に掲げる行為を組成する物品

第2項 税関長は、①~⑥、⑨、⑩に掲げる貨物で輸入されようとするものを 没収して廃棄、輸入者に積戻しを命ずることができる。



(一部抜粋)

税関長が、<u>侵害疑義物品</u>が知的財産侵害物品に 該当するか否かを認定するための手続

特許・実用新案・意匠・営業秘密は

権利者

証拠·意見

税関

証拠·意見

輸入者



侵害品かどうか認定

侵害



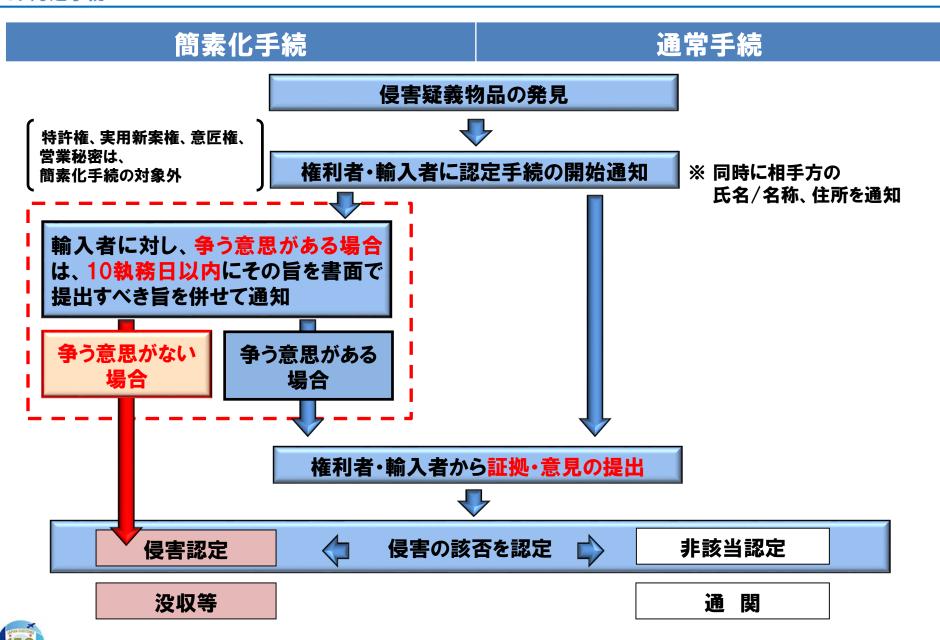
没収・廃棄

非侵害



通関

認定手続の流れ



簡素化手続

- ① 輸入差止申立てが<u>ある</u> 商標権、著作権、著作隣接権、 育成者権、不競法(営業秘密除く)
- ② 申立書で侵害疎明された 商品と同一の商品である
- ③ 識別ポイントに合致する

通常手続

- ① 輸入差止申立てが<u>ある</u> 特許権、実用新案権、意匠権、 不競法(営業秘密に限る)
- ② 左記①から③又は上記①の いずれかを<u>欠く</u>

(⇒いわゆる職権手続)

※ 通常手続は、証拠・意見の提出等、 権利者の協力が必須

認定手続の実施状況

		2015	2016	2017	2018	2019	2020
認	定手続開始件数	33,148	29,880	36,431	32,129	28,398	34,128
j	通常手続件数	3,788	2,516	2,665	3,246	3,001	4,075
	(割合%)	11.4%	8.4%	7.3%	10.1%	10.6%	11.9%
1	簡素化手続件数	29,360	27,364	33,766	28,883	25,397	30,053
	争う旨申出件数	3,762	3,796	5,463	5,735	4,509	3,696
	(割合%)	12.8%	13.9%	16.2%	19.9%	17.8%	12.3%

- 通常手続は約1割
- ▶ 簡素化手続のうち、争う旨の申出は1~2割



財務省ホームページ「税関における知的財産侵害物品の差止実績」より

知的財産権利者が、権利を<u>侵害する物品</u>について、 認定手続を執ることを税関に申し立てる手続

情報提供

権利者

- ・権利の内容
- ・侵害品の存在
- ・真正品、侵害品の特徴

昔

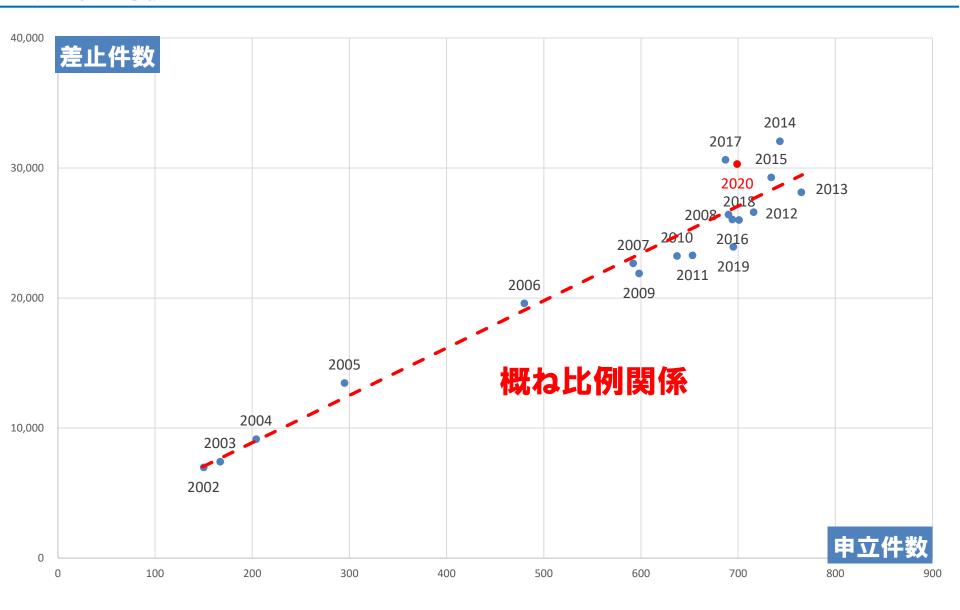
税関

※ 2020年に登録された特許権、実用新案権、意匠権、商標権は約35万件 (特許庁特許行政年次報告書2021年版より)



6. 差止申立て手続

差止件数と申立て件数の関係



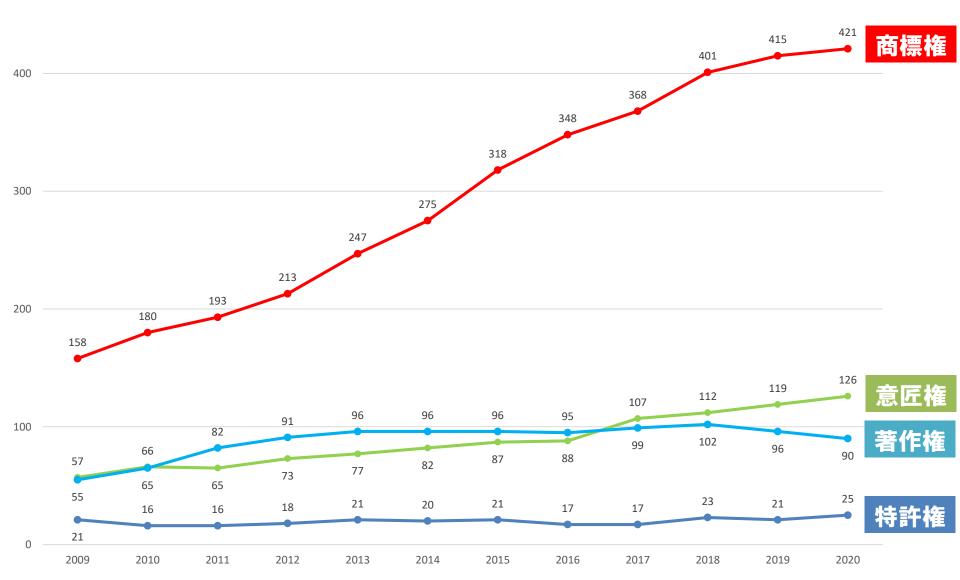


財務省ホームページ「税関における知的財産侵害物品の差止実績」により作成

- ✓ 効果的な取締りが可能 外国や国内流通後の取締りは容易ではありません。 水際で差し止めることが最も効果的です。
- ✓ 迅速な侵害認定 裁判手続の必要ない、迅速・簡易な手続です。
- ✓ 全国的な取締りが可能 申立て情報は全国の税関で適切に共有・管理され、取締りに活用されます。
- ✓ 侵害認定された貨物は、税関が没収・廃棄 権利者の廃棄費用の負担はありません。
- ✓ 差止申立てのための税関手数料は無料

6. 差止申立て手続

輸入差止申立て件数の推移



(注) 各年12月末時点で有効な申立て件数を示す。上記の他に、著作隣接権33件、育成者権1件、不競法3件(2020年末現在)あり。



輸入差止申立て事例

意匠権

商標権

特許権

Y -----

アップル インコーポレイテッド イヤホン

商標権



商標登録第4696655号

2015年8月受理

EarPods

商標登録第5572370号 2015年10月追加受理



意匠登録第1477257号

2017年2月受理

DESIGNED BY APPLE IN CALIFORNIA

商標登録第5638065号

2018年6月追加受理



意匠登録第1585727号

2019年9月追加受理



意匠登録第1667777号

2021年10月追加受理

平安伸銅工業株式会社

柱材支持具

LABRICO

商標登録第5976329号

2020年12月受理

意匠登録第1570787号

2020年12月受理

株式会社ワタオカ ペット用マッサージ具

商標権

意匠権

ねこじゃすり 写谱文字)

商標登録第6028967号



特許第6698985号請求項1 意匠登録第1610859号

2021年2月受理

2020年3月受理



税関ホームページ掲載情報及び特許・意匠・商標公報より作成

差止申立てを検討される方は、 まず、模倣品の試買(入手)をお勧めします

- 1 弁理士に依頼し、侵害該否の正確な見解が得られます
- ② 侵害の事実を疎明するための資料 識別ポイントに係る資料 の作成に役立ちます
- ③ 販売者や差出人の情報が得られます
- 4 輸入時の荷姿の情報が得られます

模倣品は(一定条件の下で)輸入できます

差止申立てをされる方は、事前相談をお勧めします (面談、web会議、e-メール、電話)

ご相談いただく際、以下のものをご準備いただくと、

より具体的なアドバイスが可能です

① 登録番号(公報)

- ② 侵害品の実物又は写真
- ③ 真正品の実物又は写真

侵害の事実が明らかな場合、 税関は申立てを積極的に支援します

全国の税関本関知的財産調査官 でも相談できます



税関長は、輸入差止申立てがあった場合において、<u>侵害の事実を疎明するに足りる証拠がないと認めるとき</u>は、申立てを<u>受理しな</u>いことができる

侵害の事実を疎明するに足りる証拠(受理要件)

- 1. 権利者であること
- 2. 権利の内容に根拠があること
- 3. 侵害の事実があること
- 4. 侵害の事実を確認できること
- 5. 税関で識別できること



差止申立てをできるのは、 権利者 又は 専用使用(実施)権者です

- 例えば、商標権を有している商標権者が自ら申立てをすることができます。
- また、弁護士、弁理士等の代理人に手続を委任することができます。

権利の内容が確認できる書面が必要です

【商標権】

登録原簿の謄本、商標公報の写し

※ 特許庁への登録が必要であり、出願中のものは差止申立てを行うことはできません。

侵害物品が日本国内に輸入されることが必要です

国内外において現に侵害すると認める物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害すると認める物品の輸入が見込まれる場合でもかまいません。



侵害の事実を確認するための資料(書面)が必要です

【侵害の事実を疎明するための資料】

輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるもの

上記資料に代えて、侵害すると認める物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書でもよい

真正品と侵害品を見分けられることが必要です

【識別ポイントに係る資料】

輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関において、侵害疑義物品の発見の参考となる資料であり、真正商品又は侵害すると認める物品に特有の表示、形状、包装等の真正商品と侵害すると認める物品を識別するポイント及び方法を示したもの

(注)識別ポイントは適切に管理され、第三者に開示することはありません



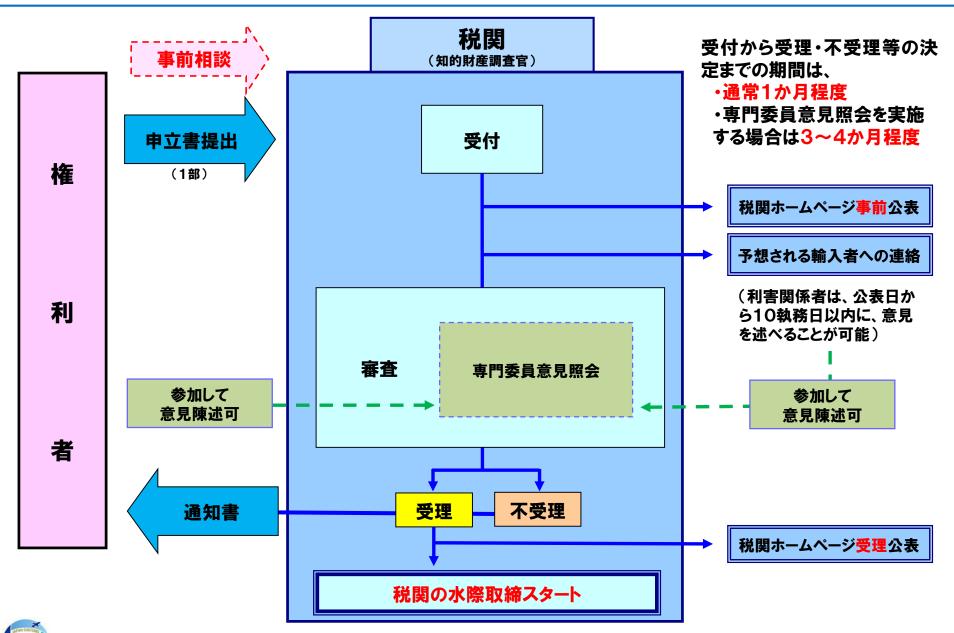
- ① 輸入差止申立書(税関様式C第5840号)
- ② 商標登録原簿の謄本
- ③ 商標公報の写し
- ④ 侵害の事実を疎明するための資料(又は鑑定書)
- 5 識別ポイントに係る資料
- ⑥ 委任状(代理人が手続を行う場合)

1部



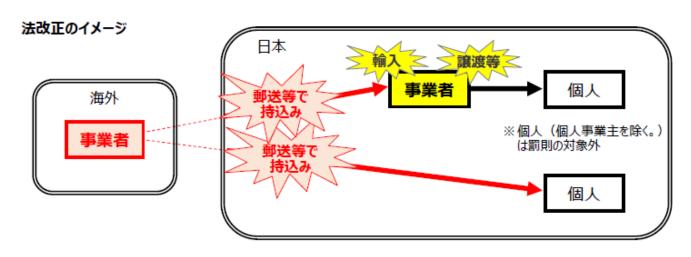


申立てから受理まで



- ・意見照会を行う場合
 - > 利害関係者から意見書が提出された場合
 - ▶ 争いがあり、又は争いが生じる可能性が高い場合
 - > その他適当と認められる場合
- ・ 専門委員は、税関ホームページで公表されている専門委員候補 者(※)から、事案ごとに原則3名を委嘱
 - ※ 現在、学者4名、弁護士20名、弁理士20名の合計44名
- ・申立人及び利害関係者の意見を聞く「意見聴取の場」を東京税関 で開催
- ・税関は、専門委員の多数意見を尊重して受理・不受理を決定

個人使用目的輸入対策



・ 改正により権利侵害行為となることを明確化する行為 改正前から権利侵害とされていた行為

【改正法】(下線部追加)

- 〇商標法第2条
 - 7 この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち <u>込ませる行為が含まれ</u>るものとする。
- ○意匠法第2条
 - 2 この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入(外国にある者が外国から 日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含む。以下同じ。)又は譲渡若しくは貸渡しの申出 (譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。)をする行為
- 〇施行期日

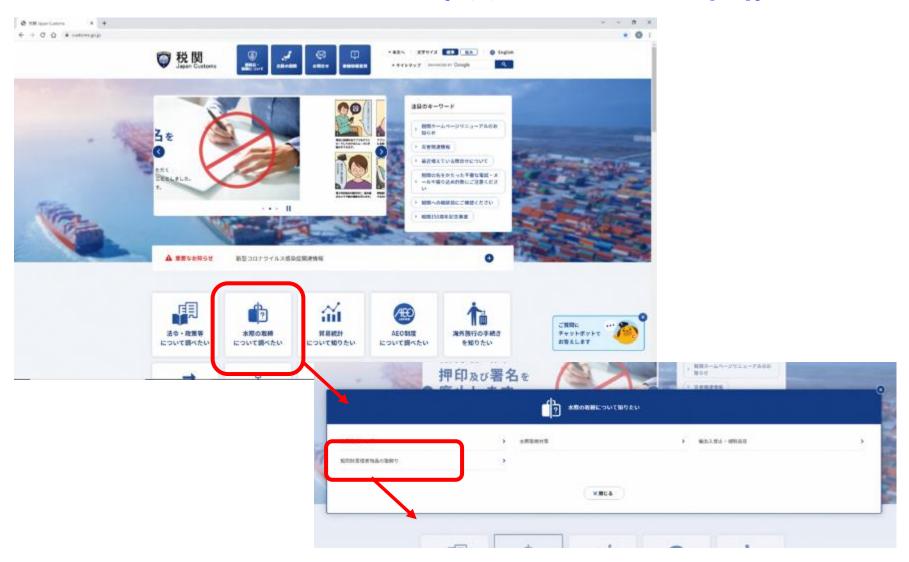
公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日



税関ホームページ「関税・外国為替等審議会 関税分科会 (令和3年11月5日)資料2-1」より作成

税関ホームページのご案内

税関ホームページ http://www.customs.go.jp





税関ホームページ (知的財産侵害物品の取締り)





連絡・問合せ先

〒135-8615

東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎2階

東京税関 業務部

総括知的財産調査官(知的財産センター)

TEL:03-3599-6260(代表)

e-mail:tyo-gyomu-chizai@customs.go.jp

お気軽にご連絡下さい ご視聴ありがとうございました



